

証券コード 3423
2025年6月10日

株 主 各 位

東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 六 丁 目 5 番 1 号
株 式 会 社 エ ス イ ー
代表取締役社長 宮 原 一 郎

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.se-corp.com/ja/ir/stock/meeting.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第44期 定時株主総会」よりご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスイー」又は「コード」に当社証券コード「3423」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席願えない場合は書面ならびにインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」に記載の方法により2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスいただき、画面の案内に従って、2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、5ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 27階「エクセレンス」 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第44期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第44期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役8名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.se-corp.com>）及び東証ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において、その旨修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類には、当該書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

株主総会開催方針に関するお知らせ

株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。
何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 議場にご来場の株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策のマスク着用の有無につき、株主様のご判断にお任せいたしますが、他の株主様への影響をご配慮いただき、極力マスクの着用をお願いいたします。
2. 株主総会に出席する取締役、監査役、及び運営メンバーはマスクを着用して対応させていただきます。
3. 本年もお土産のご用意はございません。



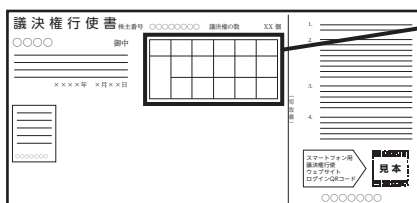
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2025年6月26日（木曜日） 午前10時	 書面（郵送）で議決権を行使される場合 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 行使期限 2025年6月25日（水曜日） 午後5時45分到着分まで	 インターネット等で議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 行使期限 2025年6月25日（水曜日） 午後5時45分入力完了分まで
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

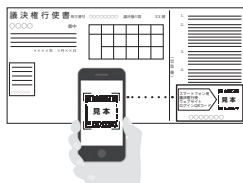
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



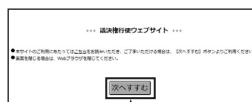
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

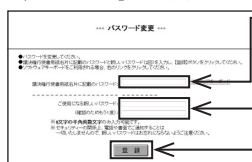
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の高まり、企業収益の改善等から景気の緩やかな回復基調が見られました。世界経済は、インフレ圧力の緩和が進み、米国は堅調を維持しておりますが、中国では国内需要の低迷により減速が続いており、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化などに加え、米国トランプ政権の政策とその影響への懸念により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。為替変動やエネルギー価格及び原材料価格は高止まり、世界経済の減速懸念等により、わが国経済の先行きについても、景気減速のリスクが懸念されております。

当社グループと関係の深い建築・土木市場においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による底堅い公共事業がしばらくは継続するとともに、大型都市開発を中心とした民間建築需要も良好に推移しました。このように需要面では良好な事業環境が続く一方で、エネルギー価格及び原材料価格の高止まりによるコスト増や建設現場における労働者不足が大きな影響を及ぼしております。

このような経営環境のもと当社グループでは、2023年5月に公表した「中期経営計画2023-2025」において、2030年度を見据え、既存事業の土台固めのため生産を含めたサプライチェーンの効率化等を図るとともに、未来に向けた種まきのための実行体制を編成し、施策を確実に実施する体制としております。また、「中期経営計画 2020-2022」の中で取り組んでおりました戦略的資源投入につきましては、エネルギー関連事業は次なる研究ステージに進み、海外関連では新たな事業の展開に着手するなど、新しい事業分野への足掛かりを固めるための先行投資を更に強化してまいりました。これらにより、エスイーグループとして持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおります。また、昨今の原材料価格の上昇に対しては、営業部門と生産部門の連携により調達を最適化するとともに販売価格への転嫁を進めるなど計画利益の確保に努めております。

当連結会計年度は、建設用資機材の製造・販売事業は好調を維持しているものの年度後半には大型案件がなかったこと、建築用資材の製造・販売事業における鉄骨工事分野及び補修・補強工事業にて期初受注案件の減少に伴い案件消化が減少したこと、建設コンサルタント事業においては、一部案件で工程変更が発生したことが大きく影響しました。その結果、売上高は258億87百万円（前期比2.2%減）と減収となりました。

利益面では、建築用資材の製造・販売事業の鉄骨工事分野における増工の一部が認められなかったことや減収分の減益効果及び中期経営計画の推進強化等による販管費の増加により、営業利益は8億49百万円（前期比37.7%減）、経常利益は8億85百万円（前期比35.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億43百万円（前期比43.9%減）となりました。

当社グループの報告セグメントの状況は次のとおりであります。

a. 建設用資機材の製造・販売事業

この事業では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」への対応が進められている中、橋梁更新工事や豪雨災害などの対策工事が進められております。

当連結会計年度におきましては、高速道路リニューアル関連等を背景に好環境が継続し好調を維持しておりますが、年度後半に大型案件がなかったため、年度後半においては前年同期ほど売上高が伸びませんでした。利益面では、価格転嫁は順調に推移しておりますが、中期経営計画の推進強化に継続して取り組んだことにより人件費経費等の販管費が増加しました。

この結果、この事業の売上高は125億円（前期比3.0%減）、営業利益8億円（前期比30.7%減）となりました。

b. 建築用資材の製造・販売事業

この事業では、建築金物分野におきまして、内装関連は鋼材価格の先行き不透明感や安価な海外製品による競争激化により需要の見極めが難しくなる一方、仮設建材関連は首都圏における都市開発等をはじめ中小物件が高稼働を維持しており工事が順調に推移しております。また、鉄骨工事分野におきましては、一部地場の物件の受注にて価格競争が激しくなっております。

当連結会計年度におきましては、建築金物分野において首都圏の再開発工事が好調に推移したことや原材料価格上昇等の販売価格への転嫁が順調に進捗しました。一方、鉄骨工事分野では期初受注案件の減少に伴い案件消化が減少し、更に増工の一部が認められませんでした。

この結果、この事業の売上高は103億71百万円（前期比0.8%減）、営業利益5億41百万円（前期比2.4%増）となりました。

c. 建設コンサルタント事業

この事業では、アフリカ諸国をはじめ、アジア圏・大洋州地域等の各国において、道路・橋梁建設や設備機材整備等のプロジェクトに関わるコンサルタント事業を展開しております。特にフランス語圏のアフリカ諸国では強みをもっており、数多くの実績を残してきております。また、新規分野として国内外におけるBIM/CIM関連技術を活用した業務への参画を目指しております。

当連結会計年度におきましては、期初受注案件の減少に伴い案件消化が減少したこと及び下半期に予定していた案件が次年度に工程変更となりました。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）の精算ガイドライン変更により精算時の減額が発生しました。

この結果、この事業の売上高は6億36百万円（前期比14.8%減）、営業損失は1億円（前期は営業損失18百万円）となりました。

d. 補修・補強工事業

この事業では、社会インフラ老朽化対策における橋梁、トンネルの補修・補強工事を推し進めております。国土強靱化対策等が進捗しており、受注環境は引き続き良好に推移しております。

当連結会計年度におきましては、期中受注案件の消化は順調に進捗しましたが、期初受注案件の減少に伴い案件消化が減少し、更に大型工事の一部で追加工事の増額が認められませんでした。

この結果、この事業の売上高は23億79百万円（前期比0.3%減）、営業利益2億40百万円（前期比9.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は12億6百万円であります。その主なものは、株式会社エスイーの一部工場のリニューアルにより増加した資産であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金及び設備投資資金として、金融機関より長期借入金として11億円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 41 期 2022年3月期	第 42 期 2023年3月期	第 43 期 2024年3月期	第 44 期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高	24,150,209	25,452,377	26,474,833	25,887,450
経常利益	1,992,261	1,376,215	1,373,969	885,924
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,614,298	870,019	969,858	543,833
1株当たり当期純利益(円)	53.66	28.82	32.11	18.00
総資産	23,665,278	25,493,923	26,432,859	25,470,633
純資産	9,953,698	10,428,536	11,024,853	11,221,856
1株当たり純資産額(円)	329.31	343.81	363.64	370.67

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

第41期は、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい状況のなか、ワクチンの普及や各種政策の効果により、景気は回復傾向を辿りました。一方、世界的なサプライチェーンの混乱、原油・原材料価格の上昇、金融引き締め策への転換により依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような経営環境のもと、建築用資材の製造・販売事業における建築金物分野の需要回復が遅延、海外への渡航が制限され現地活動が困難となりましたが、建設用資機材の製造・販売事業が好調だった前期をさらに上回り、売上高は241億50百万円（前期比5.9%増）、営業利益19億82百万円（前期比67.2%増）、経常利益19億92百万円（前期比66.0%増）となりました。

また、投資有価証券売却益を特別利益として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益16億14百万円（前期比155.3%増）となりました。

第42期は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和等から社会経済活動の正常化が進み、景気は持ち直しの動きが見られました。一方、長期化する世界的なサプライチェーンの混乱とウクライナ情勢によるエネルギー価格及び原材料価格の上昇と供給面での制約による影響、米国通貨当局の相次ぐ利上げによる外国為替市場での急激なドル高・円安の進行など、景気減退のリスクが意識される状況となりました。

このような経営環境のもと、建設用資機材の製造・販売事業において前年度の第1四半期にあったスポット大型案件の剥落がありましたが、建築用資材の製造・販売事業において新型コロナウイルス感染症により落込んでいた業績が回復したことにより、売上高は254億52百万円（前期比5.4%増）、利益面では、高粗利案件の剥落、原材料価格の高騰及び人件費、経費の増加

により営業利益13億36百万円（前期比32.6%減）、経常利益13億76百万円（前期比30.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益8億70百万円（前期比46.1%減）となりました。

第43期は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の解除等から社会経済活動の正常化と景気の持ち直しが見られた一方、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化などによるエネルギー価格及び原材料価格の上昇が継続いたしました。また、米国金利の高止まりによる円安ドル高傾向の継続といった景気減速の懸念が継続しました。当社グループと関係の深い建築・土木市場においては、エネルギー価格及び原材料価格の高止まりによるコスト増や建設現場における労働者不足が影響を及ぼしました。

このような経営環境のもと、建設用資機材の製造・販売事業において高速道路リニューアル関連の耐震金物の案件が増加したこと及び補修・補強工事業において期中に受注・消化した案件が増加したことなどにより、売上高は264億74百万円（前期比4.0%増）、利益面では、人件費・経費等の増加がありました。建設用資機材の製造・販売事業において原材料価格上昇分の価格転嫁が順調に進んだこと及び補修・補強工事業において受注案件の中で増額が認められたことにより、営業利益は13億64百万円（前期比2.1%増）、経常利益は為替差損の発生により13億73百万円（前期比0.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は工場移転による補助金の受け入れがあったことで9億69百万円（前期比11.5%増）となりました。

第44期（当連結会計年度）につきましては、前記（1）「当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

（3）重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 業 務 内 容
株式会社アンジェロセック	100,000千円	85.0%	建設コンサルタント事業
A & K ホンシュウ株式会社	90,000千円	100.0%	建築用資材の製造・販売事業 建設用資機材の製造・販売事業
エスイーリペア株式会社	30,000千円	100.0%	補修・補強工事業
エスイー鉄建株式会社	20,000千円	100.0%	建設用資機材の製造・販売事業 建築用資材の製造・販売事業

（注） 上記の重要な子会社4社は、当社の連結子会社であります。

（4）対処すべき課題

長期ビジョンの実現、その前提となる環境変化に対処するための中期的な課題に以下の通り取り組んでおります。

- ①国土強靱化等の公共事業予算が追い風にある建設用資機材の製造・販売事業での着実な業容拡大と利益体質の強化。
- ②今後の成長を牽引する新事業、新製品・新サービスなどの新しい価値の創造と早期収益化。
- ③海外関連の事業再構築による業容を拡大。
- ④企業価値向上のための資産効率の向上と経営基盤の強化。
- ⑤建設用資機材の製造・販売事業以外では、以下の通り取り組んでおります。
 - ・ 建築用資材の製造・販売業での利益体質の強化
 - ・ 建設コンサルタント事業の新たな収益の柱の育成
 - ・ 補修・補強工事においては抜本的な拡大策の展開

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

セグメント	区 分	主 な 事 業 内 容 ・ 製 品 等
建設用資機材の製造・販売事業	ケーブル製品分野	「アンカー」「落橋防止装置」「P C用ケーブル」「外ケーブル」「斜材」「控索」等のケーブル製品（付属品）の製造・販売 建設用機材のレンタル
	鉄鋼製品分野等	「K I T受圧板」「変位制限装置」等の製造・販売 建設商材の販売、土木耐震金物等の鉄鋼製品
	コンクリート製品分野	コンクリート二次製品の製造・販売 E S C O N材料、二次製品の製造・販売
建築用資材の製造・販売事業	建築金物分野	「セパレーター」・「吊りボルト」等の建築用資材の製造・販売
	鉄骨工事分野	鉄骨工事及び建築部材・建築耐震金物等の製造・販売
建設コンサルタント事業	—	国内建設コンサルタント事業、海外での建設コンサルタントサービス
補修・補強工事事業	—	補修・補強工事（橋梁構造物・トンネル等）の施工及び点検・調査業務

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社	：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー	
支 店	：九州支店（福岡県福岡市） 名古屋支店（愛知県名古屋市）	大阪支店（大阪府大阪市） 東北支店（宮城県仙台市）
営業所	：中国営業所（広島県広島市） 北陸営業所（新潟県新潟市）	四国営業所（香川県高松市） 北海道営業所（北海道札幌市）
工 場	：山口工場（山口県山口市）	
試験研究所	：厚木研究所（神奈川県厚木市）	

② 子会社

株式会社アンジェロセック

：本 社 東京都新宿区

A & K ホンシュウ株式会社

：本 社 福島県須賀川市

支 店 福島県須賀川市
埼玉県白岡市

営業所 宮城県仙台市
福島県郡山市
福島県岩瀬郡鏡石町
千葉県千葉市
神奈川県厚木市

工 場 福島県須賀川市
福島県岩瀬郡天栄村
埼玉県白岡市

エスイーリペア株式会社

：本 社 福岡県福岡市

営業所 大阪府大阪市
佐賀県佐賀市
長崎県諫早市
熊本県熊本市
宮崎県宮崎市
鹿児島県鹿児島市

エスイー鉄建株式会社

：本 社 鳥取県西伯郡大山町

事業所 愛知県海部郡飛島村
鳥取県西伯郡大山町
新潟県上越市
山口県宇部市

工 場 愛知県刈谷市
愛知県海部郡飛島村
愛知県弥富市
鳥取県西伯郡大山町
新潟県上越市
山口県宇部市
山口県山口市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
570名 (89名)	12名増 (5名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、使用人数には、当社の取締役でない執行役員9名を含めております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
196名 (17名)	1名増 (1名減)	43.7歳	13.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、使用人数には、取締役でない執行役員7名を含めております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,022,640
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,050,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	994,988
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	810,700

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 54,800,000株
- ② 発行済株式の総数 31,256,600株(うち自己株式1,048,528株)
- ③ 株主数 7,703名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 エ ヌ セ ッ ク	10,951,300	36.2
株 式 会 社 麻 生	975,700	3.2
松 本 美 枝 子	840,000	2.7
大 津 哲 夫	730,000	2.4
岡 本 み ち 子	500,000	1.6
岡 本 美 也 子	483,000	1.5
高 橋 謙 雄	420,000	1.3
佐 藤 広 幸	360,000	1.1
鈴 木 啓 子	300,000	0.9
株 式 会 社 横 浜 銀 行	300,000	0.9

(注) 持株比率は、自己株式（1,048,528株）を控除して、計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	－株	－名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (2) ②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 執行役員会長	森 元 峯 夫	エスイーグループCEO 株式会社アンジェロセック代表取締役CEO（最高経営責任者）
代表取締役社長 執行役員社長	宮 原 一 郎	COO 厚木研究所長
取 締 役 執行役員副社長	申 田 信 行	グループ統括管掌 A & K ホンシュウ株式会社代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	野 島 久 弘	管理管掌 管理本部長
取 締 役 執行役員	小 松 真 彦	営業管掌 営業本部長 エスコン事業部長
取 締 役 執行役員	市 川 真 佐 史	生産管掌 エスイー鉄建株式会社代表取締役社長
取 締 役	岡 俊 明	I&Oマーケティング代表 国立大学法人群馬大学講師 一般社団法人日本営業科学協会代表理事 公益財団法人日本手芸作家連合会監事
取 締 役	平 野 尚 也	特定非営利活動法人日本情報システム・コン サルタント協会理事 フィールドコンサルティンググループ株式会 社代表取締役 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会 理事
常 勤 監 査 役	石 野 隆 之	
監 査 役	菅 澤 喜 男	株式会社ディエスケイワイ代表取締役 日本ビジネスインテリジェンス協会理事
監 査 役	寺 石 雅 英	国立大学法人群馬大学名誉教授 大妻女子大学キャリア教育センター教授 株式会社カーブスホールディングス社外取 締役 株式会社T 2 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち岡俊明氏及び平野尚也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち菅澤喜男氏及び寺石雅英氏は、社外監査役であります。
3. 取締役岡俊明氏、平野尚也氏及び監査役菅澤喜男氏、寺石雅英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動につきましては次の通りです。
①2024年6月26日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役久賀泰郎氏は任期満了により退任いたしました。
②2024年6月26日開催の第43期定時株主総会において、石野隆之氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後開催の監査役会において、

常勤監査役に選定され就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定する。

なお、取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第34期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役50百万円以内、ただし、使用人分給与は含まず、役員賞与を含む。）とし、前述の報酬枠とは別に2020年6月26日開催の第39期定時株主総会において年額80百万円以内、年200,000株以内とする譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を決定している。

また、当社は業績連動報酬等の方針はないが、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を決定している。

賞与等についても、経営内容、社員賞与とのバランス等を考慮して、取締役の賞与を取締役会の決議にて決定するものとする。

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、社員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

(i) 業績連動報酬等について

業績連動報酬等については導入してはいないが、引き続き導入に向け検討していくものとする。導入の検討にあたっては、今後、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬を、連結会計年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するものとし、その目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じ、その都度見直しを行うものとする。

(ii) 非金銭報酬等について

(a) 非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、役員報酬制度の一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

(b) 対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額80百万円以内とする。

(c) 各対象取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定することとする。

(d) 各対象取締役への具体的な支給配分については、各取締役の在任年数、役職、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会において決定することとする。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとする。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

(e) 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。))又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合

には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)とする。

- (f) 1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとする。

(ア) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)の払込期日から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職する時点の直後の時点までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(イ) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前までの期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(ウ) 譲渡制限の解除

上記(ア)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了又は定年、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記(ア)に定める地位を退任

又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(エ) 組織再編等における取扱い

上記（ア）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(オ) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考とする報酬水準を踏まえ、取締役会は種類別の報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝9：1とする。

（注）非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役会長執行役員会長・エスイーグループCEO森元峯夫がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた非金銭報酬とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	役員退職 慰労引当金	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	247,635 (15,000)	220,620 (15,000)	26,780 (-)	235 (-)	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	27,934 (8,514)	26,000 (8,500)	1,200 (-)	733 (14)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	275,570 (23,514)	246,620 (23,500)	27,980 (-)	969 (14)	12 (4)

- (注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役は該当なし。）を含みます。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式及び諸経費等であり、株式の割当ての際の条件等は「a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 上記のほか、2024年6月26日開催の第43期定時株主総会決議に基づき支払った役員退職慰労金は次のとおりであります。
- ・取締役1名に対し 6百万円（うち社外取締役0名）
 - ・監査役2名に対し 2百万円（うち社外監査役0名）
5. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第34期定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は2名）です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第39期定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年200,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第32期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役岡俊明氏はI&Oマーケティングの代表であります。当社は、I&Oマーケティングとの間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡俊明氏は国立大学法人群馬大学の講師であります。当社は、国立大学法人群馬大学との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡俊明氏は一般社団法人日本営業科学協会の代表理事であります。当社は、一般社団法人日本営業科学協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役岡俊明氏は公益財団法人日本手工芸作家連合会の監事であります。当社は、公益財団法人日本手工芸作家連合会との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役平野尚也氏は特定非営利活動法人日本情報システム・コンサルタント協会の理事であります。当社は、特定非営利活動法人日本情報システム・コンサルタント協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役平野尚也氏はフィールドコンサルティンググループ株式会社の代表取締役であります。当社は、フィールドコンサルティンググループ株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役平野尚也氏は特定非営利活動法人ITコーディネータ協会の理事であります。当社は、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役菅澤喜男氏は株式会社ディエスケイワイの代表取締役であります。当社は、株式会社ディエスケイワイとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役菅澤喜男氏は日本ビジネスインテリジェンス協会の理事であります。当社は、日本ビジネスインテリジェンス協会との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺石雅英氏は国立大学法人群馬大学の名誉教授であります。当社は、国立大学法人群馬大学との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺石雅英氏は大妻女子大学キャリア教育センターの教授であります。当社は、大妻女子大学キャリア教育センターとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺石雅英氏は株式会社カーブスホールディングスの社外取締役であります。当社は、株式会社カーブスホールディングスとの間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役寺石雅英氏は株式会社T 2の社外監査役であります。当社は、株式会社T 2との間には特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

・当事業年度における取締役会及び監査役会での活動状況

		取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	岡 俊 明	18回	100%	－	－
取締役	平 野 尚 也	18回	100%	－	－
監査役	菅 澤 喜 男	18回	100%	13回	100%
監査役	寺 石 雅 英	17回	94%	13回	100%

・出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役岡俊明は当事業年度に開催された、18回の実業取締役会に全て出席しており、サッポロビール(株)ならびにサッポロビール飲料(株)の経営に長年にわたって携われ、経営に関する高い知見を有しており、有益なアドバイスをいただくとともに必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役平野尚也は当事業年度に開催された、18回の実業取締役会に全て出席しており、AT&T Jens(株)をはじめとする複数社において取締役ならびに執行役員として経営に長年にわたって携われ、経営に関する高い知見を有しており、有益なアドバイスをいただくとともに必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役菅澤喜男は当事業年度に開催された、18回の実業取締役会ならびに13回の監査役会に全て出席しており、学識者としてその知識・経験をもって監査役の職務を適切に遂行しております。これまでも取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため豊かな経験から助言及び提言をいただいております。また、監査役会においても当社の健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用について有益な助言をいただいております。現在では企業経営にも関与されていることから実務経験もあり、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役寺石雅英は当事業年度に開催された、18回の取締役会のうち17回出席、13回の監査役会に全て出席しており、学識者としてその知識・経験をもって監査役の職務を適切に遂行しております。これまでも取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため豊かな経験から助言及び提言をいただいております。また、監査役会においても当社の健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用について有益な助言をいただいております。現在では企業経営にも関与されていることから実務経験もあり、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに法令が規定する最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1.(3) 重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により、保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 四谷監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
は、以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役においては、取締役会規則に決議事項及び付議基準を整備し、会社の業務執行についての重要事項を取締役会において決定する。また、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督するものとする。
 - b. 使用人については、社内諸規程の規定に基づく職務権限及び意思決定のルールに従い、適正に職務の執行が行われる体制をとるものとする。
 - c. コンプライアンス体制の整備及び運用については、「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討する。取締役及び使用人に対して日常的なコンプライアンスの遵守のみならず、倫理や行動規範を含めた社会規範全体に範囲を拡大するとともに、問題点の把握に努め、当該問題の是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。
 - d. 「内部通報制度」をより利用しやすくするために、すべてのステークホルダーに対し、当該制度の趣旨を周知徹底する。内部通報制度を有効に機能させるために、通報者を保護する仕組みを整備し、匿名による通報も可能とした。
 - e. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令ならびに社内規程に基づき適切に保存、管理を行うものとする。
 - b. 取締役及び使用人の業務上の情報管理については、「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討し、情報セキュリティに関連する規程を整備するとともに、当社グループの情報セキュリティポリシーを共通化し、横断的に推進する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、品質、環境、法務、労働衛生、債権、経理・財務、情報セキュリティ、倫理・コンプライアンス等当社及びグループ各社に点在する各種リスクを一元的に管理する「統合リスクマネジメント委員会」のなかで検討し、内在するリスクを把握・分析・評価したうえで事業継続計画（Business Continuity Plan）を策定し、グループ全体として適切な対策を実施する。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等の制定をグループごとに行うものとする。
 - b. 合理的な経営方針の策定及び全社的な重要事項について検討及び意思決定する重要な社内会議等を有効に活用するものとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- a. 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程及び関連するグループ規程等に基づく報告のもとその業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
 - b. 内部通報制度に関しては子会社を含めたグループ全体として運用するものとする。
 - c. 内部監査室は関係会社管理規程及び関連するグループ規程等の運用状況における監査から、関係会社の内部統制の有効性及び妥当性を確認するものとする。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これを置くものとする。その人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとし、独立性を確保する。
- ⑦ 当社の監査役の補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の補助使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その補助使用人に対する人事考課については監査役会が行う。また、これらの者の人事異動、懲戒処分については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定するものとする。また、当該使用人は専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人やグループ各社の監査役は、当社の監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
 - b. 取締役及び使用人やグループ各社の監査役は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社ならびに当社の子会社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行ったグループ全社の取締役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は事前に通知するものとする。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、会計監査人の選任・解任について次の権限を有するものとする。
 - ・会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する株主総会の議案内容の決定。
 - ・監査法人の選任・解任に関する取締役会の議案内容の決定。
 - b. 監査役は会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については監査役が事前に報告を受けるとする。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の同意を必要とするものとする。
- ⑫ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制
- a. 当社グループは、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行い、継続的改善に努めるものとする。
 - b. 取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- a. 当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。
 - b. 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応は総務担当部門とし、社内各部署ならびに警察、弁護士等の専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。
- ⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システム運用に努めております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,094,068	流 動 負 債	9,075,945
現金及び預金	5,119,035	支払手形及び買掛金	3,668,824
受取手形	936,706	電子記録債務	2,013,129
売掛金	4,110,935	短期借入金	200,000
契約資産	1,181,902	1年内返済予定の長期借入金	1,427,936
電子記録債権	1,944,397	未払法人税等	186,945
商品及び製品	696,352	契約負債	75,555
仕掛品	433,373	賞与引当金	156,220
原材料及び貯蔵品	1,322,041	工事損失引当金	913
その他	389,143	その他	1,346,419
貸倒引当金	△39,819		
固 定 資 産	9,376,565	固 定 負 債	5,172,831
有形固定資産	7,880,391	長期借入金	3,591,178
建物及び構築物	2,894,573	役員退職慰労引当金	623,737
機械装置及び運搬具	1,161,206	退職給付に係る負債	428,425
工具、器具及び備品	103,349	資産除去債務	243,104
土地	3,229,820	リース債務	282,886
リース資産	256,743	その他	3,500
建設仮勘定	234,697	負債合計	14,248,777
無形固定資産	152,681	純 資 産 の 部	
のれん	5,680	株主資本	11,049,073
その他	147,001	資本金	1,228,057
投資その他の資産	1,343,492	資本剰余金	1,026,676
投資有価証券	297,915	利益剰余金	8,986,995
繰延税金資産	746,967	自己株式	△192,656
その他	351,720	その他の包括利益累計額	148,015
貸倒引当金	△53,110	その他有価証券評価差額金	120,569
		繰延ヘッジ損益	△7
		退職給付に係る調整累計額	27,453
		非支配株主持分	24,768
		純資産合計	11,221,856
資 産 合 計	25,470,633	負債及び純資産合計	25,470,633

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		25,887,450
売 上 原 価		18,970,735
売 上 総 利 益		6,916,715
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,067,082
営 業 利 益		849,633
営 業 外 収 益		97,748
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,300	
受 取 手 数 料	5,879	
受 取 家 賃	8,748	
為 替 差 益	14,031	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	840	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	33,143	
そ の 他	25,804	
営 業 外 費 用		61,457
支 払 利 息	46,258	
売 上 割 引	11,426	
寄 付 金	2,114	
そ の 他	1,658	
経 常 利 益		885,924
特 別 利 益		4,110
特 定 資 産 売 却 益	4,110	
特 別 損 失		
特 定 資 産 売 却 損	234	3,150
特 定 資 産 除 却 損	2,915	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		886,885
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	384,207	358,146
法 人 税 等 調 整 額	△26,060	
当 期 純 利 益		528,738
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△15,094
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		543,833

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,228,057	1,026,676	8,835,867	△192,656	10,897,945
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△392,704		△392,704
親会社株主に帰属する当期純利益			543,833		543,833
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	151,128	－	151,128
当連結会計年度末残高	1,228,057	1,026,676	8,986,995	△192,656	11,049,073

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	99,673	29	△12,657	87,045	39,862	11,024,853
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△392,704
親会社株主に帰属する当期純利益						543,833
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	20,895	△37	40,111	60,969	△15,094	45,875
当連結会計年度変動額合計	20,895	△37	40,111	60,969	△15,094	197,003
当連結会計年度末残高	120,569	△7	27,453	148,015	24,768	11,221,856

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社 エスイー
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士 下 條 伸 孝
業務執行社員	
指 定 社 員	公認会計士 高 木 好 道
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスイーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスイー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、リモート監査手法も活用しながら、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
子会社については、各社取締役及び関係部署責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けるほか、会計監査人並びに会社の内部監査室が実施する現地監査に同行し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社エスイー 監査役会

常勤監査役 石 野 隆 之 ㊞

社外監査役 菅 澤 喜 男 ㊞

社外監査役 寺 石 雅 英 ㊞

以 上

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,106,189	流 動 負 債	5,000,325
現金及び預金	2,345,320	支払手形	94,963
受取手形	481,467	電子記録債務	1,300,679
電子記録債権	1,355,965	買掛金	643,611
売掛金	2,118,365	短期借入金	815,408
商品及び製品	20,026	1年内返済予定の長期借入金	1,292,960
仕掛品	121,119	未払金	352,670
原材料及び貯蔵品	978,933	未払法人税等	21,686
前払費用	87,588	未払費用	44,077
短期貸付金	309,697	前受収益	346
未収入金	255,752	預り金	404,408
その他の流動資産	11,175	賞与引当金	29,512
未収消費税	23,851		
貸倒引当金	△3,074		
固 定 資 産	7,909,823	固 定 負 債	4,200,984
有形固定資産	4,040,909	長期借入金	3,012,588
建物	1,204,625	リース債務	73,032
構築物	88,283	退職給付引当金	368,779
機械装置	451,859	役員退職慰労引当金	564,630
車輛運搬具	7,476	資産除去債務	181,953
工具器具備品	57,727	負 債 合 計	9,201,310
土地	1,930,497	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	234,697	株 主 資 本	6,698,658
リース資産	65,741	資 本 金	1,228,057
無形固定資産	141,327	資 本 剰 余 金	1,030,378
電話加入権	7,319	資 本 準 備 金	995,600
ソフトウェア	131,207	その他資本剰余金	34,778
ソフトウェア仮勘定	2,530	利 益 剰 余 金	4,632,879
特許権	269	利 益 準 備 金	114,632
投資その他の資産	3,727,587	その他利益剰余金	4,518,246
投資有価証券	259,493	土地圧縮積立金	24,664
関係会社株式	2,641,606	別 途 積 立 金	3,450,000
長期前払費用	15,209	繰越利益剰余金	1,043,581
繰延税金資産	588,099	自 己 株 式	△192,656
差入保証金	188,918	評 価 ・ 換 算 差 額 等	116,044
保険積立金	19,499	その他有価証券評価差額金	116,052
その他の投資	14,760	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	△7
資 産 合 計	16,016,013	純 資 産 合 計	6,814,703
		負債及び純資産合計	16,016,013

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,716,328
売 上 原 価		6,209,836
売 上 総 利 益		3,506,491
販売費及び一般管理費		3,646,330
営 業 損 失		△139,839
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,091	
受 取 配 当 金	387,380	
受 取 手 数 料	45,291	
生 命 保 険 配 当 金	312	
為 替 差 益	13,378	
受 取 家 賃	10,754	
雑 収 入	8,236	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	652	470,099
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44,520	
売 上 割 引	1,616	
寄 付 金	2,006	
雑 損 失	1,063	49,207
経 常 利 益		281,052
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,633	2,633
税 引 前 当 期 純 利 益		278,419
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,848	
法 人 税 等 調 整 額	△36,797	△20,949
当 期 純 利 益		299,368

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利益剰余金合 計		
						土地圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,228,057	995,600	34,778	1,030,378	114,632	24,988	3,450,000	1,136,594	4,726,215	△192,656	6,791,995
当 期 変 動 額											
土地圧縮積立金の積立						△324		324	－		－
剰余金の配当								△392,704	△392,704		△392,704
当 期 純 利 益								299,368	299,368		299,368
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△324	－	△93,012	△93,336	－	△93,336
当 期 末 残 高	1,228,057	995,600	34,778	1,030,378	114,632	24,664	3,450,000	1,043,581	4,632,879	△192,656	6,698,658

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	94,876	29	94,905	6,886,900
当 期 変 動 額				
土地圧縮積立金の積立				－
剰余金の配当				△392,704
当期純利益				299,368
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	21,176	△37	21,138	21,138
当期変動額合計	21,176	△37	21,138	△72,197
当 期 末 残 高	116,052	△7	116,044	6,814,703

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社 エスイー

取締役会 御中

四谷監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 下 條 伸 孝

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 高 木 好 道

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスイーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、リモート監査手法も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、付議議案や報告事案に関して、必要に応じて質問をしながら審議の経過や結果を把握いたしました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 内部統制システム（事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社エスイー 監査役会

常勤監査役 石野 隆 之 ㊞

社外監査役 菅 澤 喜 男 ㊞

社外監査役 寺 石 雅 英 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績ならびに今後の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し行うこととしております。

当期の期末配当は、金13円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は392,704,936円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので改めて取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
1	もり もと みね お 森 元 峯 夫 (1933年8月28日生)	1981年12月 当社設立代表取締役社長 2001年 6 月 (株)アンジェロセック代表取締役社長 2008年 6 月 (株)アンジェロセック代表取締役会長 2009年 4 月 朝日興業(株) (現・A & Kホンシュウ(株)) 取締役 2010年 1 月 (株)キョウエイ (現・A & Kホンシュウ (株)) 取締役 (現任) 2012年 5 月 エスイーリペア(株)取締役 (現任) 2013年 6 月 当社代表取締役社長執行役員社長 2014年 4 月 鉄建工業(株) (現・エスイー鉄建(株)) 取締役 2014年 5 月 (株)アンジェロセック代表取締役CEO (最高経営責任者) (現任) 2015年 4 月 (株)森田工業 (現・エスイー鉄建(株)) 取締役 (現任) 2015年 6 月 当社代表取締役会長執行役員会長・ エスイーグループCEO (現任) 2015年12月 (株)中川鉄工所 (現・エスイー鉄建(株)) 取締役	74,000株
【選任理由】 森元峯夫氏は、当社の代表取締役として40年以上にわたり経営を担い、豊富な経験と実績があります。現在は代表取締役会長として経験に裏付けられた的確な視点から当社グループ会社を含めた経営全般に関する助言を行っており、重要事項の決定や業務執行の指導や監督など適切な役割を果たすことが、当社の企業価値の向上に資するものとして取締役に選任しております。			
2	みや ほら いち ろう 宮 原 一 郎 (1954年5月23日生)	1977年 4 月 三菱商事(株)入社 2009年 4 月 同 執行役員開発建設本部長 2013年 6 月 朝日機材(株)取締役副社長 2017年 6 月 同 顧問 2017年10月 当社顧問 2018年 4 月 当社執行役員・経営企画室長 2018年 6 月 当社取締役執行役員・経営企画室長 2019年 6 月 A & Kホンシュウ(株)取締役 (現任) 2019年 6 月 エスイーリペア(株)取締役 (現任) 2019年 6 月 エスイー鉄建(株)取締役 (現任) 2019年 6 月 当社代表取締役社長執行役員社長・ COO 2024年 4 月 当社代表取締役社長執行役員社長・ COO・厚木研究所長 (現任)	127,200株
【選任理由】 宮原一郎氏は、長年にわたり総合商社で開発建設事業の分野に携わり、また会社経営や海外事業の豊富な経験と知識があります。当社入社後は経営企画室長として様々な経営課題に取り組むなかでの的確な視点で職務遂行にあたり、今後も強いリーダーシップが当社の企業価値の向上に資するものとして取締役に選任しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
3	くし だ のぶ ゆき 申 田 信 行 (1949年2月22日生)	1971年 4 月 三菱商事(株)入社 2005年 6 月 日東都市開発(株)代表取締役社長 2007年10月 三菱商事都市開発(株)取締役副社長執行役員 2008年 6 月 同 副社長執行役員 2010年 1 月 エスイー朝日(株) (現・A & Kホンシュウ 株) 入社 2010年 6 月 エスイー朝日(株) (現・A & Kホンシュウ 株) 専務取締役 2012年 1 月 エスイーA & K(株) (現・A & Kホンシュウ 株) 専務取締役 2012年 6 月 エスイーA & K(株) (現・A & Kホンシュウ 株) 代表取締役社長 (現任) 2019年 6 月 当社取締役執行役員 2021年 6 月 当社取締役専務執行役員・生産管掌 2023年 4 月 当社取締役専務執行役員・グループ統括 管掌 2023年 6 月 当社取締役執行役員副社長・グループ 統括管掌 (現任) 2023年 6 月 (株)アンジェロセック取締役 (現任) 2023年 6 月 エスイーリペア(株)取締役 (現任) 2023年 6 月 エスイー鉄建(株)取締役 (現任)	286,000株
【選任理由】 申田信行氏は、当社グループ会社の経営に携わり、会社経営の豊富な経験と知識があります。現在は当社グループ会社の社長として販売実績を着実に拡大させ、社内体制の確立に寄与しております。これらの経験及び実績を当社の経営に取り入れることが、当社の企業価値の向上に資するものとして取締役に選任しております。			
4	の じま ひさ ひろ 野 島 久 弘 (1961年9月29日生)	1987年 7 月 地銀生保住宅ローン(株)入社 1996年10月 当社入社 2005年10月 当社管理本部総務部長 2013年 6 月 (株)アンジェロセック監査役 2014年 4 月 当社管理本部副本部長兼同総務部長 2017年 4 月 当社執行役員・管理本部副本部長 兼同総務部長 2018年 4 月 A & Kホンシュウ(株)取締役 (現任) 2019年 6 月 当社取締役執行役員・管理本部長 兼同総務部長 2019年 6 月 (株)アンジェロセック取締役 (現任) 2020年 4 月 当社取締役執行役員・管理本部長 2021年 6 月 当社取締役常務執行役員・管理管掌管理 本部長 (現任)	63,000株
【選任理由】 野島久弘氏は、財務会計に関する深い知見を有しており、入社以来、財務会計、法務・リスク管理、人事・労務に携わるなかで当社事業の知見を深め、また当社グループ会社の取締役を兼任することでグループ会社の経営にも携わっております。現在は管理本部長として管理部門の体制強化を推進しており、その幅広い経験や知識を当社の経営に取り入れることが、当社の企業価値の向上に資するものとして取締役に選任しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
5	こまつ まさ ひこ 小 松 真 彦 (1974年5月13日生)	1998年 4 月 当社入社 2015年 4 月 当社営業統轄本部大阪支店長 2017年 6 月 当社執行役員・営業本部大阪支店長 2018年10月 当社執行役員・営業本部副部長 兼同大阪支店長 2020年 4 月 当社執行役員・営業本部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員・営業本部長 2021年 6 月 当社取締役執行役員・営業管掌営業 本部長 2023年 4 月 当社取締役執行役員・営業管掌営業本部長 兼エスコン事業部長（現任）	24,000株
【選任理由】 小松真彦氏は、入社以来、当社の製品販売業務に従事しており、営業・販売戦略の豊富な経験と知識があります。現在は営業本部長として営業部門を統括し、当社製品販売のための技術営業や販売管理体制強化の中心的な役割を果たしております。これらの経験と実績を当社の経営に取り入れることが、当社の企業価値に資するものとして取締役を選任しております。			
6	いちかわ まさ し 市 川 真 佐 史 (1968年4月22日生)	1994年 8 月 当社入社 2009年 4 月 当社生産本部山口工場長 2014年 4 月 鉄建工業(株)（現・エスイー鉄建(株)） 代表取締役 2015年 4 月 当社執行役員生産本部長兼同山口工場長 2015年 4 月 (株)森田工業（現・エスイー鉄建(株)） 取締役 2015年 7 月 エスイー鉄建(株)代表取締役社長（現任） 2015年12月 (株)中川鉄工所（現・エスイー鉄建(株)） 代表取締役社長 2016年 4 月 当社執行役員・生産本部長 2017年 6 月 当社取締役執行役員・生産本部長 2019年 6 月 当社執行役員 2022年 6 月 当社取締役執行役員 2023年 4 月 当社取締役執行役員・生産管掌 2025年 4 月 当社取締役執行役員・生産管掌 生産本部長（現任）	12,000株
【選任理由】 市川真佐史氏は、当社入社以来、当社製品製造業務に従事し、土木建設資材の製造に深い知見を有しております。長年にわたり当社山口工場長を務めた経験から管理実務も実績があり、グループ会社の社長としても、営業面を含め多岐にわたるその豊富な経験と知識を活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものとして取締役を選任しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
7	おか とし あき 岡 俊 明 (1944年1月3日生)	1967年 4 月 サッポロビール(株)入社 2000年 3 月 同 取締役 2002年 3 月 同 専務取締役 2004年 3 月 サッポロビール飲料(株)代表取締役社長 2008年 4 月 I&Oマーケティング設立代表（現任） 2009年 4 月 国立大学法人群馬大学客員教授 2010年 4 月 長岡大学経済経営学部教授 2011年 4 月 学校法人大妻学院理事 2012年 4 月 一般社団法人日本オリーブ協会理事 2012年 6 月 ハルナビバレッジ株式会社社外取締役 2014年 4 月 国立大学法人群馬大学講師（現任） 2015年 6 月 当社社外取締役（現任） 2019年 4 月 一般社団法人日本営業科学協会代表理事 （現任） 2021年 3 月 一般財団法人榛名美術代表理事 2024年 6 月 公益財団法人日本手芸作家連合会監事 （現任）	一株
【選任理由】 岡俊明氏は、一般事業会社の経営に長年にわたり携わられ、広範な知識と経験を有し、高い独立性をもって公正中立な立場からの業務執行という役割及び機能は十分に確保されていると判断したため、取締役に選任しております。			
8	ひらの なお や 平 野 尚 也 (1951年6月23日生)	1977年 4 月 丸星(株)入社 1985年 9 月 日本タイムシェア(株)入社 1990年 1 月 AT&T Jens(株)取締役 1999年12月 Global Crossing Japan(株)代表取締役 副社長 2002年11月 ボードフォン(株)常務執行役員 2006年11月 ソフトバンクモバイル(株)常務執行役員 2008年11月 (株)インテック専務取締役 2013年 4 月 (株)シグマクス取締役 2014年 2 月 特定非営利活動法人日本情報システム・ コンサルタント協会理事（現任） 2016年 6 月 (株)アイ・ユー・ケイ取締役会長 2018年 7 月 フィールドコンサルティンググループ(株) 代表取締役（現任） 2018年 7 月 ジェネクスト(株)取締役 2018年 8 月 (株)MP G取締役 2019年 6 月 特定非営利活動法人ITコーディネータ 協会理事（現任） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任）	一株
【選任理由】 平野尚也氏は、一般事業会社の経営に長年にわたり携わられ、広範な知識と経験を有し、高い独立性をもって公正中立な立場からの業務執行という役割及び機能は十分に確保されていると判断したため、取締役に選任しております。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 岡俊明氏及び平野尚也氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は岡俊明氏及び平野尚也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。原案どおり岡俊明氏及び平野尚也氏の両氏の再任が承認可決された場合には、両氏を引き続き独立役員に指定する予定であります。
4. 岡俊明氏及び平野尚也氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって岡俊明氏が10年、平野尚也氏が6年となります。
5. 岡俊明氏及び平野尚也氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
- 岡俊明氏は、現在当社の社外取締役であり、また、サッポロビール(株)ならびにサッポロビール飲料(株)の経営に長年にわたって携われ、経営に関する高い知見を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
- 平野尚也氏は、現在当社の社外取締役であり、また、AT&T Jens(株)をはじめとする複数社において取締役ならびに執行役員として経営に長年にわたって携われ、経営に関する高い知見を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、岡俊明氏及び平野尚也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
- 原案どおり岡俊明氏及び平野尚也氏の両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (2) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。
- 各取締役候補者の選任が承認可決されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

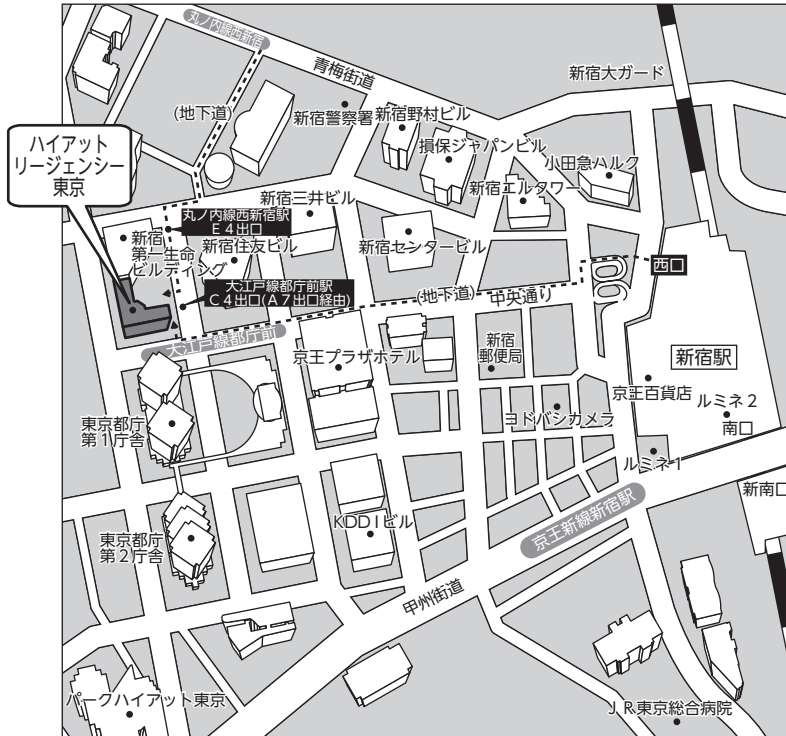
株主総会会場ご案内図

会場…東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

ハイアットリージェンシー東京 27階「エクセレンス」

電話番号 03-3348-1234

ご案内図



交通のご案内

- ・地下鉄大江戸線「都庁前駅」C4出口(A7出口より連絡通路経由)
- ・地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」都庁方面地下通路経由 徒歩約6分 C4出口連絡通路直結
- ・J R線他各線「新宿駅」西口より徒歩約9分…都庁方面地下道(動く歩道有)を直進、地上に出てから右手に新宿住友ビルを見て進み、右手会場前の階段を上り正面玄関(2階)から27階にお越しください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。